

一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 11月 8日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町条例第20号

一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例（平成27年一宮町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「被保険者証等及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であることの確認を受けた上、」に改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。